

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*



◆第 4 4 号内容

- 1 農地中間管理事業の推進について
- 2 農地中間管理事業を加速化させるための改善方針について
- 3 農地中間管理事業審査会（7 月）について
- 4 農地実務担当者研修会について
- 5 平成 2 9 年度の農地中間管理機構の実績について（農林水産省公表）

あなたの『農地』

明日につなげます。



1 農地中間管理事業の推進について

農業者・法人の皆様、関係機関・団体の皆様におかれましては、日頃より当公社及び農地中間管理機構の業務の推進にあたり多大なる御支援と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、平成 2 6 年度に開始された農地中間管理事業は、平成 2 9 年度までの実績が、4,813 ha、担い手への集積率は、47.1%となっております。

また、平成 2 6 年度に機構が貸し付けた農地のほとんどが、平成 3 1 年度に終期を迎えることから、本年度は、このような農地をシャッフル（再配分）し、まとまりのある形で担い手に貸し付ける集約化に向けての話合いに着手する重要な年度となります。

このため、機構では、シャッフルの手順等を記載したマニュアルを作成し、今後のシャッフルが的確かつスムーズに進むよう支援を行っていくこととしております。

一方、農地中間管理事業の推進においては、

県や市町村、農業委員会、関係団体と一層の連携を図るため、推進体制の確立が喫緊の課題となっております。

特に、平成 2 8 年度に施行された改正農業委員会法により、農業委員会に農用地利用最適化推進委員が設置され、今まで以上に市町村推進チームを中心に機構と農業委員会が一体となり、人・農地プランと連動した事業推進を行っていく必要があります。

併せて、昨年度に土地改良法の一部が改正され、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者に費用負担や同意を求めない農地中間管理機構関連農地整備事業がスタートしたことから、機構としましても農地中間管理事業と合わせて積極的に推進したいと考えておりますので、皆様方の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

公益社団法人宮崎県農業振興公社
技監 谷口 司

2 農地中間管理事業を加速化させるための改善方針について

農林水産省より、平成 2 9 年度の農地中間管理機構の実績を踏まえ、平成 3 5 年度の目標の達成に向け農地中間管理事業を加速化させるための改善方針が示されました。

平成 3 0 年度の改善方針は、農地中間管理機構関連農地整備事業や基盤法改正により措置された所有者不明農地対策の活用等、機構に関連して創設された制度の本格的な活用を進めるとともに、農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化による地域の話合いの再活性化や基盤整備との連携強化を図ることとしております。

具体的には、①各都道府県機構における推進体制の見直し等、②地域の話合いの再活性化、③農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化、④土地改良法を踏まえた基盤整備との連携強化、⑤新規就農対策及び果樹対策との連携、⑥所有者不明農地対策をはじめとした機構の借入の促進、⑦その他として、連携協定に基づく具体的取組の推進など、7 項目あり、これを踏まえた対応方針や実施状況について、7 月 3 1 日に農林水産省、県、農業会議、農地中間管理機構による意見交換も行われました。

今後は、これら改善方針における活動計画等の実施状況について、フォローアップを行いながら、より一層の事業の加速化が図られるよう推進してまいります。

3 農地中間管理事業審査会（7月）について

7月20日、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。
今回の審査会では、重点実施地区20地区での権利設定、並びに個別案件として、リタイアされる農業者等の農地の権利設定について審査を行いました。

また、今回は、機構が貸し付けた農地の貸付者変更が10.7haあり、担い手への農地の集約化も着実に進んでおります。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区20地区（うち新規地区3地区）

（宮崎市、日南市、都城市、三股町、小林市、西都市、新富町、木城町、延岡市、日向市、高千穂町）

・機構活用農地面積 32.9ha

◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者55名）

（串間市、都城市、三股町、小林市、高原町、西都市、高鍋町、川南町、都農町、延岡市）

・機構活用農地面積 69.5ha

7月審査面積 102.4ha

平成30年度累計審査面積（審査会ベース） 443.7ha

4 農地実務担当者研修会について

8月2日から3日にかけて、農地事務に携わる県・市町村・JA等の職員を対象に、関係機関・団体の連携強化及び農地業務の円滑な運営と農地流動化の推進を図るため、農業会議主催により農地実務担当者研修会が開催されました。

研修会では、1日目に県から①農地法の概要、②農業振興地域の整備に関する法律、③土地改良法の改正についての説明が行われ、2日目に県から④担い手への農地集積・集約化、⑤相続未登記農地の利用促進について、機構から⑥農地中間管理事業の実務について、農業会議から⑦農地利用の最適化の推進、⑧農地所有適格法人の設立要件について、宮崎税務署から⑨農地に係る課税の概要について、説明が行われました。

農地流動化の推進を図るためには、関連する様々な制度を活用して取り組んでいく必要があります。

この研修を通じて農地事務に携わる関係者の皆様が関連する制度を理解し、円滑な事業推進が図られることを期待しております。



5 平成29年度の農地中間管理機構の実績について（農林水産省公表）

農林水産省は、平成29年度の農地中間管理機構における、機構の借入・転貸面積、人・農地プランの作成・見直し状況、機構集積協力金の執行状況等について、各都道府県の実績を公表しました。

この中で、本県は、機構の借入・転貸面積について、全耕地面積に占める借入面積の割合に基づく順位が、平成29年度は全国で5位。平成26年度から平成29年度までの合計では、全国で12位となっております。

また、各市町村や担い手（指導農業士、農業法人協会会員）から無作為に抽出して回答を得たアンケート調査の結果についても公表され、この中で、本県は、農地中間管理事業が軌道に乗っていない又は1年前より改善したが軌道に乗っているところまでいっていないと回答している市町村が約9割、担い手が8割となっており、出し手が機構をほとんど認識していない又はある程度認識しているがまだPRが必要と回答している市町村が10割、担い手が8割となっております。

このアンケート調査結果を真摯に受け止め、対応策を検討し、事業を早急に軌道に乗せ実績を上げていくように推進してまいります。